

第9章 主要投資インセンティブ

1. 経済特区、自由貿易試験区、自由貿易港

(1) 特別地区

中国では様々な特別地区があり、経済特区や開発区、開放区等の特別地区が設けられている。主な特別地区の特徴をまとめると以下の通りである。

図表 9-1 主な特別地区の特徴

| 地域 | 概要 | 特徴 | |
|---------|-------------------------------------|--------------------------------------|--|
| | | 税制、財政補助 | 運用 |
| 経済特区 | 製造輸出・ハイテク・商業・金融区・観光区を持つ総合的な特別地区 | 企業所得税制に従う。財政補助は期待できない。 | 加工貿易が比較的容認されやすく、手続も簡略である。 |
| 上海浦東新区 | 中国の経済・貿易・文化・金融・人材・工業の中心 | 企業所得税により一部優遇は継続。財政補助は手厚い。 | サービス業、商業企業、金融機関の設置に関して政策面・運用面で進んでいる。 |
| 国家開発区 | 製造中心 | 企業所得税に従う。地域により財政補助に不確定要素がある。 | 国家の認可と授権により現地政府が主管する。現地政府の出先機構である管理委員会の管理権限は開発区の行政区分によって異なる。 |
| 省レベル開発区 | 製造中心 | 企業所得税に従う。地域により財政補助に不確定要素がある。 | これらの開発区では、国家が規定する以上の優遇策があるとしているが、独自政策として、法的に保護されない。 |
| 沿海開放都市 | 製造、観光、サービス中心 | 企業所得税に従う。財政補助は期待できない。 | 当該地域の開発区では、独自の優遇政策がある。 |
| 沿海経済開放区 | 製造、観光、サービス中心 | 企業所得税に従う。各地で財政補助が異なる。 | 当該地域の開発区では、独自の優遇政策がある。 |
| 内陸開放都市 | 省都である場合が多いが、経済的に省で最も繁栄している地域とは限らない。 | 企業所得税に従うが、中西部、東北振興政策による特別優遇措置を検討すべき。 | 当該地域の開発区では、独自の優遇政策がある。 |

(2) 自由貿易試験区

2013年に上海で設立された「自由貿易試験区」は、その後2015年には広東省、天津市、福建省、2017年には遼寧省、浙江省、河南省、湖北省、重慶市、四川省、陝西省、2018年以降は海南省、山東省、江蘇省、広西チワン族自治区、河北省、雲南省、黒龍江省に設置されている。

2020年9月24日には北京に自由貿易試験区が設立された。ここは科学技術イノベーション、国際ビジネス、ハイエンド産業の3つの区域から構成されている。商務部による2023年版の中国外商投資ガイドによれば、北京に加え、湖南省、安徽省に自由貿易試験区を追加設置することで、2023年11月現在時点で合計22か所の自由貿易試験区がある。

例えば、上海の自由貿易試験区は、投資と貿易の利便性、貨幣交換の自由、効率的な監督管理、規範的な法制環境を追求した国際レベルの自由貿易試験区を目指したものである。上海の自由貿易試験区の主要な具体的特徴は以下の通りである。

図表 9-2 上海の自由貿易試験区の特徴

| 特徴 | 主な内容 |
|--------------|---|
| 投資領域の開放 | <ul style="list-style-type: none"> 金融サービス、航運サービス、商業、専門、文化及び社会サービスの6つの領域の拡大開放を行い、投資者の進出要求、持株比率、経営範囲制限等の参入障壁を一時停止又は廃止する。 国外投資者への規制を緩和し、外商投資に対して投資前の内国民待遇を試行し、ネガティブリスト管理方式を制定する。 ネガティブリスト以外の領域については、外商投資プロジェクトを許可制から届出制に改める。 |
| 金融領域の開放 | <ul style="list-style-type: none"> 人民元資本金両替、金融市場利息市場化、クロスボーダー人民元決済の利用を先行して試行する。 自由貿易試験区内の金融市場の利息額の市場化を実現し、金融機構の資産の価格形成の市場化を行う。 貿易投資の利便性を実現するために外貨外債管理を改革する。 金融サービス業において民間資本と外資系金融機構の全面開放を進め、外資銀行と中外合弁銀行を設立することを支援し、外国企業が商品先物取引に参入することを段階的に許可する。 クロスボーダー人民元再保険業務の展開を支援する。 |
| 監督管理と税制環境の構築 | <ul style="list-style-type: none"> 輸出入届出リストの簡素化を推進し、国際中継貿易、集荷、貨物整理等の業務における輸出入手続を簡素化する。 輸入検疫、輸出入検査を適切に緩和する。 |
| 投資を促進する租税政策 | <ul style="list-style-type: none"> 自由貿易試験区内に登録した企業等が現物出資で対外投資する資産再編行為による評価益課税について、企業所得税を5年分割納付することができるようにする。 区内企業のストック・オプション等の株式奨励による個人所得税についても分割納税を認める。 |
| 貿易を促進する租税政策 | <ul style="list-style-type: none"> 自由貿易試験区内に登録したファイナンスリース企業又は金融リース企業が区内に設立したプロジェクト子会社に対してファイナンスリースの輸出税金還付制度を適用する。 自由貿易試験区内に登録した国内リース企業又はリース企業のプロジェクト子会社が国外から購入してリースする航空機について輸入増値税の優遇政策を適用する。 自由貿易試験区内の生産企業と生産性サービス企業が輸入する機器、設備等について関税及び増値税を免税する。 |

上述の通り自由貿易試験区では、外資参入の規制の方法として「ネガティブリスト方式」（ネガティブリストに載っている分野以外は外資参入を認める方式）が採用されている。これにより、ネガティブリストに載っているもの以外の領域に対し、外商投資プロジェクトを認可制から届出制により管理することとなった。ネガティブリストは何度か改訂され、自由貿易試験区の拡大に伴い、対象地域も上海以外の地域まで拡大しているだけでなく、ネガティブリストに載っている項目も減少しており、さらに外資参入の規制が緩和されることとなった（詳細は第10章を参照のこと）。

また、2023年6月には上海、広東、天津、福建、及び北京の5つの自由貿易試験区に関して、物品貿易、サービス貿易、ビジネス関係者の入境、デジタル貿易、ビジネス環境、及びリスクの防止管理の6分野における試験的な規制緩和措置を実施することが国務院より発表された（国発[2023]9号）。なお、この措置はこれら5つの自由貿易試験区に加えて、後述する海南自由貿易港も対象となっている。

物品貿易に関しては、原産地証明書の印刷ミス等を理由とした貨物への優遇関税付与を拒否しないことや、48時間以内に貨物を引き渡すこと等に取り組み、サービス貿易については、新規サービスの許認可等において中国の記入機関と外資系金融機関を平等に取り扱うとしている。また、ビジネス関係者の入境としては、中国に渡航する専門家や外国企業の上級管理職の家族も同じ入国・一時滞在期間を享受できるようにするほか、デジタル貿易に関しては大衆向けソフトウェアと当該ソフトウェアを含む製品の輸入、頒布、販売又は使用について、関係当局及びその職員は、企業又は個人が所有する当該ソフトウェアのソースコードの譲渡又はアクセスを条件として要求してはならないことが定められた。

さらに、ビジネス環境に関しては、外国人投資家による投資に関する全ての送金について、真正かつコンプライアンスを遵守しているものは遅滞なく自由な送金を認めるとしている。

このような措置を通して自由貿易試験区や自由貿易港における制度型解放を推進する背景には、中国が加入を申請している環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定やデジタル経済パートナーシップ協定等の経済貿易協定への加入に向け実践的な支えとするとともに、国際的な経済貿易ルール策定に中国が今後関与するにあたって好ましい条件を積み重ねることといった目的がある。なお、この措置は実施から1年後に評価がなされ、条件を満たせば他の自由貿易試験区にも対象を拡大する計画となっている。

(3) 自由貿易港

中国共産党中央委員会及び国務院は2020年6月1日に「海南自由貿易港全体計画」を公布した。貿易の自由化・円滑化の向上、産業構造の転換・アップグレードの推進、租税制度の整備、管理水準の向上を進め、海南省の地区を国際的で先進的な自由貿易港にすることを目標にしている。これに加えて前述の通り、5つの自由貿易試験区とともに2023年6月に発表された緩和措置の対象となっている。

自由貿易港の特徴は次の通りである。

①自由貿易試験区との違い：自由貿易試験区内にも保税區、輸出加工区等を含んでいるが、区域自体は狭いところが多く、貿易の拡大は区域外との連携によることが多い。海南自由貿易港は広大な海南島全島（約3万5,400km²）をゼロ関税地域にしている点において、香港（約1,100km²）よりも大きい自由貿易港となっている。

②貿易の自由化・円滑化の向上：国外と自由貿易港内の貨物の出入りについては、税関による監督管理を受けずに自由にでき、自由貿易港と中国国内その他の地域との貨物の出入りのみ税関による監督管理を受ける。

③産業構造の転換・アップグレードの推進：現代貿易サービス業の発展を支援する。重要産業への財政支援を強化する。

④租税制度：ゼロ関税政策を段階的に適用し2025年にも原則全ての関税を撤廃する。輸入貨物加工による付加価値が30%を超える場合、自由貿易港と中国内陸での申告を行う場合に関税の徴収を免除する。2020年11月（2021年12月改定）、2020年12月（2023年8月改定）、2021年3月（2022年2月改定）に、ゼロ関税対象商品リストが公布されている。

奨励類産業には企業所得税に15%の軽減税率が適用される。観光産業、現代サービス産業企業について、2025年以前に新規対外投資で取得した所得に対して企業所得税の徴収を免除する。条件に合致した資本的支出の一括損金算入又は加速減価償却を行う。勤務するハイエンド人材及び不足人材を対象に、個人所得税の実際税負担額が15%を超過した部分に対して個人所得税を免除する。輸入段階での増徴税と消費税の免除を行う。

⑤管理水準の向上：行政機関が共通して利用できる情報システムを整備し、監督管理を行う。

2. 西部地域振興政策

これまでの中国の急速な経済成長により、中国における地域間の経済格差が問題視されてきたが、この経済格差を是正することが重要課題だと中国政府は認識しており、2014年8月に公布された「西部地区奨励類産業目録」（国家發展及び改革委員会令2014年第15号）により、西部地区で奨励される産業が明確化されたが、当該目録は2021年3月1日に廃止され、「西部地区奨励産業目録」（国家發展及び改革委員会令2020年第40号）に置き換えられた。

当該目録は改定を重ね、後述するように2023年11月末時点では、「外商投資奨励産業目録（2022年度版）」（国家發展改革委員会、商務部令第52号：2022年10月26日公布）の中西部地区版が2023年1月1日より施行されている（詳細は第10章を参照のこと）。この西部地域の奨励類産業政策の適用範囲は、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、西藏（チベット）自治区、陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆維吾爾（ウイグル）自治区（新疆生産建設兵団を含む）、内蒙古（内モンゴル）自治区、広西壮（チワン）族自治区の12省・自治区・直轄市で、全国の国土面積の70%以上を占める広い地域となっている。さらに、吉林省延辺朝鮮族自治州、湖北省恩施土家（トゥチャ）族苗（ミャオ）族自治州、湖南省湘西土家族苗族自治州、江西省贛州市も西部地域にならって優遇政策が適用されている。

3. ハイテク企業に対する優遇税制

中国政府が重点的に支援するハイテク企業については、15%の軽減税率で企業所得税（通常は25%）を徴収する。ハイテク企業認定管理弁法（国科発火〔2016〕32号）によれば、国家が重点的に支援するハイテク企業とは、下表の要件を同時に満たす企業を指す。

なお、税制優遇が適用されるハイテク企業に対しては管理強化も進められている。特に認定審査は厳しくなっており、北京、青島、海口等の地域では専門家による審査に合格した申請企業の一部に対して、実地検証の実施を要求しているほか、蘇州、広州の一部行政区、珠海でもハイテク企業の資格認定を申請する全企業に対して実地検証の実施を要求している。これらの実地検証では、ハイテク企業の要件を充たしているかどうか裏付け資料の審査がなされ、資料の原本確認等がされる場合もある。また、既に認定されている企業の資格審査も強化されている。ハイテク企業の資格認定を取り消された場合は、税金や関連滞納金の追納が求められるほか、次のハイテク企業認定の申請にも影響する。

図表 9-3 ハイテク企業の要件

| 要件 | 内容 |
|---------------------------|---|
| 会社の存続期間 | 中国（香港、マカオ、台湾を除く）において、設立から1年以上経過していなければならない。 |
| 自主知的財産権の保有 | コア技術に対する自主知的財産権を保有することが要求される。規定により、自主研究開発、譲受、受贈、合併買収等の方式により、主要製品（サービス）のコア技術に対する自主知的財産権を保有していることが要求される。 |
| 技術の範囲 | 製品（サービス）を支える中核的な役割を果たす技術が「国家が重点的に支援するハイテク分野」の規定する範囲に属することが要求される。 「国家が重点的に支援するハイテク分野」には、電子情報技術、生物及び新医薬技術、航空宇宙技術、新材料技術、ハイテクサービス業、新エネルギー及び省エネルギー技術、資源及び環境技術、先端製造・オートメーションの8分野を列挙している。 |
| 研究開発費用の売上高に占める比率 | 企業は、直近3会計年度の研究開発費用総額（実稼働期間が3年未満の場合は実稼働期間に基づいて計算）が売上高総額に占める割合について以下のように要求されている。 ① 直近1年間の売上高が5,000万元未満の企業：5%を下回らないこと ② 直近1年間の売上高が5,000万元以上2億元未満の企業：4%を下回らないこと ③ 直近1年間の売上高が2億元以上の企業：3%を下回らないこと なお、直近3会計年度の中国国内で発生した研究開発費用総額が全ての研究開発費用総額に占める割合が60%を下回らないことも要求される。 |
| ハイテク製品（サービス）収入が収入総額に占める比率 | 直近1年間のハイテク製品（サービス）の収入が企業の収入総額に占める割合が60%を下回らないことが要求される。 |
| 科学研究技術者の人数の比率 | 企業の研究開発活動及び関連するテクノロジー・イノベーション活動に従事する科学技術職者の従業員総数に占める割合は10%を下回ってはならないことが要求される。 |
| イノベーション能力 | 企業のイノベーション能力の評価について、関連する要件を満たす必要がある。 |
| 無事故・無違反 | 認定申請前1年以内に、重大な安全・品質事故や重大な環境規制違反が発生していないことが要求される。 |

また、「研究開発費の割増損金算入政策の徹底実施に係る問題に関する国家税務総局の公告」(国家税務総局公告 2021 年第 28 号) が公布されており、企業が 10 月に第 1 から第 3 四半期の研究開発費の割増損金算入を予納・申告することを承認している。主管部門は、租税政策を通じた継続的な奨励とともに、ハイテク企業の研究開発管理に対しても、より高いコンプライアンス要件を打ち出し、管理強化を推進している。